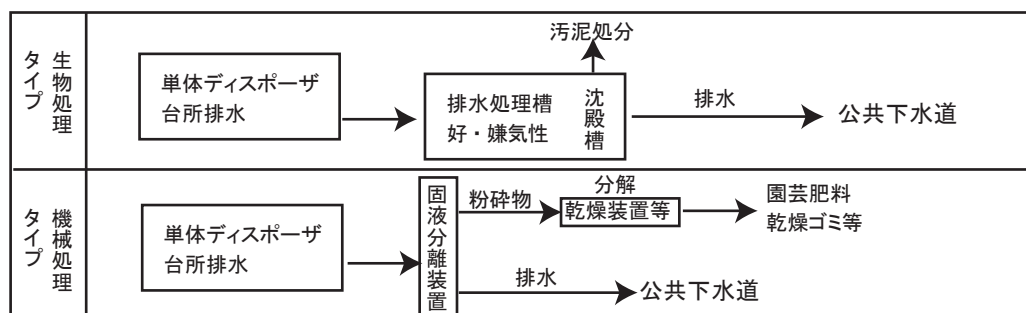


ディスポーザ排水処理システムの設置を検討 されている皆様へ （ご案内）

下水道は、台所の生ゴミの流入を考慮した施設でないため、ディスポーザ等の食品くず処理機を設置することはできません。ただし飯山市では、ディスポーザと排水処理装置で構成される「ディスポーザ排水処理システム」については、維持管理が適切に行われることを前提に下水道への接続を認めております。このシステムは、①排水処理槽を有する生物処理タイプと②乾燥機等で構成する機械処理タイプがあります。



設置可能なシステム

（社）日本下水道協会の「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成 25 年 3 月）に基づき評価機関の適合評価を受けたもので、飯山市が事前に確認したものは設置が可能です。

※ただし、機械処理タイプについては、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 16 年 3 月）」に適合したものも設置できます。

設置にあたっては工事着手前に、水設備新設等計画確認申請書とあわせ、以下の書類を添付して下さい。

- ①適合評価書の写し
- ②専用排水管が明記されている図面、ディスポーザ排水処理システムの仕様が明記された図面又はカタログ
- ③維持管理計画書
- ④別紙に定める様式（様式 1～3）
- ⑤汚泥処理が発生する場合は市内の一般廃棄物収集運搬業者・処理業者等を明記した書類

ディスポーザ排水処理システムは設置後の維持管理が重要です！



お問い合わせは

飯山市建設水道部上下水道課下水道係
電話：0269-67-0739(直通)
0269-62-3111(内線 221・222)
FAX：0269-81-3561